

公示

下記のとおり福島国際研究教育機構周辺における先進的な技術を活用した生活環境改善手法等に関する調査業務に係る企画競争を行います。

令和6年4月18日

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官

原 崇

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

復興庁会計担当参事官 原 崇

2 企画競争の内容

(1) 事業名

福島国際研究教育機構周辺における先進的な技術を活用した生活環境改善手法等に関する調査業務

(2) 事業の目的

福島浜通り地域等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の15市町村）においては、これまで「福島イノベーション・コースト構想研究会報告書」（平成26年6月）等を踏まえ各種取組が進められてきた。福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる、「創造的復興の中核拠点」として、昨年4月に福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）が福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づき設立されたところである。

今後、機構の活動に参画する国内外の研究者を浜通り地域等に呼び込むにあたっては生活環境の充実が重要であり、効率的・効果的に充実を図っていくためには先進的な技術を活用した手法も検討することが重要である。また、外国人研究者やその家族を当該地域で受け入れていくため、国際化にも対応していく必要がある。

本業務は、先進的な技術を活用した生活環境改善手法に関する調査を行い、その結果を踏まえてシンポジウムを開催するとともに外国人研究者等を受け入れるための国際化対応に関する調査を行うものである。

(3) 事業内容

受注者は、次の①～④の業務を行う。なお、本業務を進めるに当たっては、時期等に
応じた柔軟な対応が必要であり、復興庁と緊密な連絡体制の下で実施すること。

①先進的な技術を活用した生活環境改善手法に関する調査

民間企業、自治体、学識経験者等に対してヒアリングを実施し、浜通り地域等における生活環境（住宅、交通、教育、医療、買い物環境等）の課題解決につながる、国内外の先進的な技術を活用した生活環境改善事例の詳細（官民の実施主体、取組内容、費用分担、スケジュール等）を整理するとともに、それらの技術・手法を浜通り地域等に導入する場合の実現可能性、課題等を整理する。

②先進的な取組等を紹介するシンポジウムの開催

①の結果等を踏まえながら、浜通り地域等において先進的な取組を紹介するシンポジウムを2回開催する。

なお、シンポジウムの開催にあたって、企画内容等の検討、周知、運営の補助（ハイブリッド開催のセッティングを含む）、資料作成、アンケート作成・分析等を行うとともに、有識者等に対して旅費及び謝金の支払いを行う。

③外国人研究者等を受け入れるための国際化対応に関する調査

既存の文献資料等をもとに外国人研究者等の生活環境（住宅、交通、教育、医療、買い物環境等）に関するニーズを整理（海外事例を含む）して、浜通り地域等におけるニーズの対応状況を調査するとともに、過年度業務で作成したマップ等も更新しながら外国人にもわかりやすい形でそれらの情報を整理する。

④報告書の作成

①～③の業務について、報告書を作成し、業務完了時に提出する。

(4) 事業実施期間

契約締結日から令和7年3月26日までとする。

3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされた者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 事業の実施に関する計画が、適切なものであること。

4 企画競争説明会の開催

令和6年4月26日（金）14時からTeamsによるオンライン形式で開催する。なお、説明会の詳細については、5（1）④の担当者まで問合せること。

5 企画提案の手続等

(1) 企画競争応募要領の交付期間等

① 企画競争応募要領の交付期間

令和6年4月18日（木）から同年5月20日（月）17時まで

② 企画競争応募要領の交付方法

企画競争応募要領の交付を希望する場合は、下記④の担当者まで問合せること。

③ 企画提案書等の提出期限

令和6年5月21日（火）17時まで

④ 企画提案書等の提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館6階
復興庁福島広域まちづくり班 笠間、中村、石川

TEL:03-6328-0246

(2) 企画提案書等の提出方法

(1) ④あて、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）で企画提案書4部（正本1部、写し3部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-Rディスク）1部を提出すること。

なお、電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、pdf形式のいずれかとする。（これによりがたい場合は、申し出ること。）

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を1部提出すること。※宅配便も可とする。

6 契約候補者の選定方法

企画競争応募要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

8 選定結果の通知

企画提案書を提出した全者に、令和6年5月中に通知する。

9 その他

詳細は、福島国際研究教育機構周辺における先進的な技術を活用した生活環境改善手法等に関する調査業務に係る企画競争応募要領による。